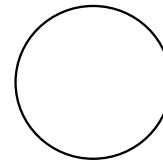


広告協賛に関する覚書

捨印



事業名称: 京都未来創造フェスティバル

(以下「甲」という)は、公益社団法人 京都青年会議所(以下「乙」という)に対して、乙の行う下記の事業活動等につき、下記条件で協賛する事を確約し、甲乙間において本覚書を締結する。

1.(協賛内容)

協賛金額 : 総額 金 円(消費税率10%、税額 円、税抜額 円)

支払方法 : 1 一括 2 分割

1 一括の場合 2024年8月31日までに
下記銀行口座宛支払う。

2 分割の場合(別紙のとおり条件で)
下記口座宛支払う。

口座情報 : 京都銀行 本店営業部

普通口座 871168 公益社団法人 京都青年会議所

2.(協賛申し込み及び本覚書の効力の発生)

協賛の申し込みは、申込書に必要事項を記入・署名・捺印し、事務局に提出することにより受理される。その時点で甲は本協賛規定に同意したものとみなされ、本規定の効力が発生し、本覚書を遵守する義務が発生する。尚、乙は本イベントへの協賛が適当でないと判断した場合、協賛申込書の受理を拒否することができる。また、これにより生ずる損害等に対し、乙は一切の責任を負わないものとする。加えて、天災等で万が一イベントが実施できない場合においても、協賛金の返還は行わない事とする。

3.(支払い方法)

別紙協賛申込書を乙に提出後、折り返しご送付する請求書に基づき、定められた期限までに乙の銀行口座にお振込を行う。尚、振込手数料は甲の負担とする。

4.(協議)

本覚書に記載のない事項又は本覚書の各項に疑義が生じた場合は、甲・乙両者誠意をもって協議し処理解決をする。

以上を証するため本覚書を二通を作成し、甲乙各一通保有する。

2024年 月 日

(甲) 住所:

氏名:

印

(乙) 京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町 78 京都経済センター4階

公益社団法人 京都青年会議所

理事長 伊住 公一郎

印

(登録番号 T5130005002569)